

免税販売管理システムへの購入記録情報の  
送信に向けた準備等について(お知らせ)

## 1 識別符号について

## (1) 識別符号通知書の管理

識別符号通知書に記載された識別符号は、国税庁に購入記録情報を送信する際に、必須の記録項目となりますので、亡失等が無いように自己の責任において適切に管理する必要があります。

なお、原則として識別符号の変更は行いません。

## (2) 識別符号の設定

国税庁に購入記録情報を送信する際の識別符号は、①又は②の場合に応じて、記録項目ごとに、次の識別符号をそれぞれ設定することとなります。

記 録 項 目 名	設定する識別符号	
	① 事業者自ら送信する場合	② 承認送信事業者が代理送信する場合
送信者識別符号	事業者自ら通知を受けた識別符号 (複数の輸出物品販売場で識別符号の通知を受けている場合はいずれの識別符号を設定しても差し支えありません。)	承認送信事業者が通知を受けた承認送信事業者の識別符号
販売場識別符号	免税販売した輸出物品販売場(臨時販売場の場合は臨時販売場を設置しようとする事業者)が通知を受けた識別符号	免税販売した輸出物品販売場(臨時販売場の場合は臨時販売場を設置しようとする事業者)が通知を受けた識別符号

## 2 変更届出書の提出について

輸出物品販売場を経営する事業者は、次の場合に「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を提出する必要があります。

- (1) 自ら購入記録情報の送信を行う場合で、かつ、届け出たメールアドレスの変更があった場合
- (2) 自ら購入記録情報の送信を行っていた事業者が承認送信事業者に送信を委託する方法に変更する場合
- (3) 承認送信事業者に送信を委託していた事業者が自ら購入記録情報を送信する方法に変更する場合
- (4) 送信を委託する承認送信事業者を変更する場合
- (5) 自ら購入記録情報の送信を行う場合で、かつ、クライアント証明書の発行可否に変更がある場合

なお、いずれに該当する場合であっても、原則として一度通知を受けた識別符号の変更はありません。

## 3 クライアント証明書の取得について

## (1) クライアント証明書とは

クライアント証明書とは、事業者が免税販売管理システムに購入記録情報を送信する場合の認証方法として使用する電子証明書をいいます。

免税販売管理システムでは、事業者から送信された購入記録情報を受信する際、アクセスしている送信機器に、国税庁認証局が発行した免税販売管理システム専用のクライアント証明書がインストールされているか否かの認証を行います。

したがって、免税販売管理システムと直接通信を行う送信機器には、事前にクライアント証明書をインストールする必要があります。

## (2) 発行を行う場合

以下の場合に、国税庁認証局がクライアント証明書の発行を行います。

- イ 輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書の「電子証明書の発行の要否」欄で「必要」を選択した場合
- ロ 輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書の「電子証明書の失効・発行」欄で「新たに電子証明書の発行を受ける」を選択した場合
- ハ 承認送信事業者承認申請書を提出し、税務署長から承認された場合

### (3) 取得手続

国税庁認証局においてクライアント証明書の発行手続きが完了したら、事業者は「国税庁認証局」サイトにおいて、クライアント証明書の取得手続きを行う必要があります。

「国税庁認証局」サイトへは、国税庁ホームページの「国税庁認証局(クライアント証明書発行手続等)について」ページ内「3 クライアント証明書の取得とインストール」から遷移してください。

※ 「3 クライアント証明書の取得とインストール」本文に記載された「国税庁認証局」の下線部をクリックすると、「国税庁認証局」サイトに遷移します。

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>消費税関係>輸出物品販売場関係>輸出物品販売場における輸出免税について>国税庁認証局(クライアント証明書発行手続等)について

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/certificate.htm>

### (4) 留意事項

イ クライアント証明書の取得(ダウンロード)が「輸出物品販売場識別符号通知書」、「臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号通知書」及び「承認送信事業者承認申請の承認通知書兼識別符号通知書」の送付から 1週間経過しても出来ない場合には、認証局ヘルプデスクへ問い合わせください。

認証局ヘルプデスク【電話番号】03-5750-7888

【受付時間】月曜日～金曜日 午前10時から午後5時(休祝日及び12月29日から1月3日を除く)

ロ 国税庁や国税庁認証局から証明書取得のための準備が完了した旨の通知は行いませんのでご注意ください。

ハ クライアント証明書のダウンロード回数は、1回限りとしています。クライアント証明書は複製が可能ですので、ダウンロード後は誤消去等がないよう確実にバックアップを行うなど適切な管理が必要となります。

ニ クライアント証明書は、識別符号ごとに1通発行します。複数の機器にインストールする場合は、ダウンロード後に複製して各機器にインストールすることができます。

## 4 免税販売管理システムへの送信テストについて

購入記録情報を送信するためにご用意いただいたシステム等が、正常に動作するか等について自由に検証いただけるよう、免税販売管理システムではテスト環境を設けています。詳しくは、国税庁ホームページ内「購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について」をご覧ください。

※ 免税販売管理システムの本番環境には、実際に取引のあった購入記録情報のみを送信してください。

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>消費税関係>輸出物品販売場関係>輸出物品販売場における輸出免税について>免税販売管理システムの利用について>4 購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

※ 輸出物品販売場制度について、さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の「輸出物品販売場における輸出免税について」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm>